

本教委第293号
令和4年6月14日

各学校長 殿

本部町教育委員会
教育長 知念 正昭
(公印省略)

学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部改正について

平素より、本町の教育に御尽力をいただき誠にありがとうございます。
昨日、沖縄県保健体育課からの通知を受け、本部町内における学校で本日6月14日以降に、新型コロナウイルスの感染が確認された場合、以下の対応を取っていただくようお願い致します。以下の内容の詳細につきましては、新型コロナ対応マニュアル Ver 3（別添）でご確認いただくようお願いいたします。

記

1. 感染可能期間に登校した陽性者と接触があるが無症状の児童生徒の対応
 - (1) 感染リスクの高い場面での接触がなく、学級内で広がっていない場合
⇒登校出勤可能、沖縄県接触者 PCR センター等受験を案内する。(学校 PCR は無し)
 - (2) 感染リスクの高い場面での接触がないが、学級内で感染が広がっている場合
⇒学級閉鎖、出席停止、沖縄県接触者 PCR センター等受験を案内する。(学校 PCR は無し)
2. 本人が有症状の場合
 - (1) 各自で RADECO の WEB サイトで申込みをして抗原定性検査キットを取り寄せる。
※令和4年7月31日まで1人2回申し込み可能
 - (2) 検査結果が陽性だった場合は、県の「抗原定性検査・陽性者登録センター」に申請し、医師の電話問診につなぐ。
 - (3) 検査結果が陰性だった場合、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないため、引き続き感染予防策を徹底させた上で、自宅で療養等を継続する。症状が継続する場合は、後日、改めて抗原定性検査を実施するか、症状が悪化する場合は、医療機関を受診してください。
3. 出席停止、学級閉鎖等の解除基準
 - (1) PCR 検査結果の判明または、最終接触日の翌日から5日間が経過した後は登校が可能
 - (2) PCR 検査を受けてない場合は、翌日から5日間が経過した後は登校が可能
4. 新型コロナの不安で休む児童生徒の出席について
6月末までは、校長が合理的な判断をせず出席停止とする。